平成２１年（フ）第６６６号
群馬県伊勢崎市堀口町859番地
債務者　持田　久子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹原　正貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月16日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第１０２号
京都府宮津市字矢原73番地
債務者　尾浪　悦夫
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊山　正和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月17日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２１年（フ）第８６１号
静岡市葵区建穂２丁目５―30　ソービレジデンス建穂405号室、住民票上の住所静岡市葵区牧ヶ谷2292番地
債務者　松下　哲夫
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西尾　和広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月８日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８３号
京都府南丹市園部町竹井西谷12番地３
債務者　小楠工務店こと　小楠　伸久
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉村　　匡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第１１４号
京都府亀岡市北河原町１丁目５番27―103号
債務者　栗原　尚文
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉村　　匡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月24日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第５４３号
長崎県長崎市筑後町８番28号、旧住所長崎県長崎市万屋町３番11号
債務者　大久保和代
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒木　裕史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２９６０号
北海道千歳市蘭越４番地の４
債務者　押切　大吾
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　純也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月16日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０５８号
横浜市旭区鶴ケ峰２丁目77番地の１
債務者　松尾　敏一
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　晶久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月16日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２２号
熊本県水俣市栄町２丁目３番３号
債務者　梅下　冨男
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本田　悟士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
熊本地方裁判所八代支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第３２号
千葉県香取市小川1405番地
債務者　髙橋　　誠
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２１年（フ）第７２５号
神奈川県秦野市萩が丘４番５号　関ハイツ103号
債務者　山内三知晶
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第７８３号
神奈川県南足柄市狩野1005番地５　スカイハイムＢ
債務者　渡邉芽久美
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第７８５号
神奈川県小田原市本町４丁目５番５号
債務者　濱　ヨシヱ
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第７８９号
神奈川県平塚市高浜台23番７号　高浜台ハイツ102号
債務者　藤本　良樹
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第７９５号
神奈川県厚木市妻田北３丁目19番29号
債務者　木村　京子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第６００号
新潟県新潟市西区坂井東６丁目７番23号
債務者　宮下　明子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４４１号
静岡県伊東市岡1292番地の28　赤坂住宅202号
債務者　髙橋由美子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係